

目次

北海道運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	11
3 自動車の保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	19
5 自動車の検査制度	24
6 整備工場の認証制度	32
7 指定制度（工場関係）	42
8 指定制度（検査員関係）	53
9 指定制度（保安基準適合証関係）	55
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	74

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	87
3 自動車の車体関係	93
4 自動車の室内関係	100
5 自動車の騒音・排ガス関係	108
6 自動車の灯火関係	110
7 警音器・後写鏡・速度計 他	122
8 テスタ等による機能維持確認	129

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	144
2 過去出題例と解説	146

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回問題	188
2 令和6年度 第2回問題	198
3 令和5年度 第1回問題	208
4 令和5年度 第2回問題	218
5 令和4年度 第1回問題	228
6 令和4年度 第2回問題	237

第5章 暗記ノート

1 車両法	246
2 保安基準	257

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和5年6月16日
法律第63号まで
- ◎施行規則：令和6年11月13日
国土交通省令第99号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

本書の使い方

本書は、北海道運輸局において令和2年度から令和6年度までに行われた5年間（合計9回分）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

- 第1章 車両法（10区分）
- 第2章 保安基準（8区分）
- 第3章 計算問題（4年：7回分）
- 第4章 年度別試験問題（3年：6回分）
- 第5章 暗記ノート（車両法・保安基準）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ① ○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
 - ② 選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
 - ③ 単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する
- 本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R6.1]であれば、令和6年度第1回の試験問題であることを示します。[R6.1/R4.1]の場合は、令和6年度第1回と令和4年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和7年3月時点の法令を基準としています。

[R6.1編]など「編」と記載があるものは、類似問題を編集部で一つの問題にまとめたことを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令があります。本書では「審査事務規程」を取り上げていますが、必要に応じて「細目告示」を取り上げている箇所もあります。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和6年から過去3年（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、北海道運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和7年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和7年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和7年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

最近の主な改正概要 (令和6年3月～令和7年3月)

◆施行規則◆

1. 特定整備の該当部品追加 [令和6年3月21日公布・同日施行]

動力伝達装置のドライブ・シャフトを取り外して行う整備・改造について、特定整備における分解整備に該当するとされた。[第3条第1号第2号]

2. 自動車特定整備事業者の遵守事項追加・その1 [令和6年3月21日公布・同年10月1日施行]

OBD 検査開始に伴い、いわゆる OBD 検査システムを使用する事業者は、次の事項を遵守することとされた。[第62条の2の2第1項に条文追加]

①安全性を確保するために必要な措置を講ずること。…セキュリティーやパスワードの管理を行うこと。[第6号の3]

②正確な情報を記録すること。…替え玉受験や敷地外での確認・検査等を行わないこと。[第6号の4]

3. 自動車特定整備事業者の遵守事項追加・その2 [令和6年4月30日公布・同年6月30日施行]

工員数が5人以下である場合や自ら管理するウェブサイトを持っていない場合を除き、点検・整備料金をウェブサイトに掲載することとされた。[第62条の2の2第1項第1号]

4. 2か月前から継続検査が可能に [令和6年6月25日公布・令和7年4月1日施行]

年度末における混雑緩和のための措置として、離島以外であっても2か月前から継続検査を受けることが可能となった。[第44条第1項]

◆審査規程◆

◆第56次改正 [令和6年3月28日施行／令和6年4月1日施行]

1. 「窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）」測定条件変更

従来は、当該窓ガラスに着色フィルム等が装着等されたことにより、70%を下回る「おそれ」があると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測する、と規定されていた。

改正により、フィルム類その他が装着等されていることが「確認されたとき」は、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測する、とされた。

2. 「ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車の「令和6年排出ガス規制」開始

①.次に掲げる定格出力19kW以上560kW未満のガソリン・液化石油ガス（LPG）を燃料とする大型特殊自動車には、新車時のCO及びNOxの数値を強化した令和6年排出ガス規制が適用されることとなった。

区分	制作年月日
新型車	令和6年10月1日以降の制作車
継続生産車、排出ガス非認証車及び輸入自動車	令和9年10月1日以降の制作車

②.また、令和6年排出ガス規制が適用される大型特殊自動車には、ブローバイ・ガス還元装置の装着が義務化された。

(参考) 新車時の CO 及び Nox の規制値		
	平成 19 年規制値 (識別記号の 1 桁目「E」)	令和 6 年規制値 (識別記号の 1 桁目「9」)
CO	26.6g/kWh	20.0g/kWh
Nox	0.80g/kWh	0.40g/kWh

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別	9
4. 自動車の種別の内容	10

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	11
2. 自動車登録番号標の封印	11
3. 封印の取りつけ	12
4. 変更登録	12
5. 移転登録	12
6. 一時抹消登録	13
7. 自動車登録番号標と車両番号標の表示の義務	13
8. 登録事項等証明書	14
9. 打刻の塗まつ等の禁止	14
10. 臨時運行許可番号標と許可証の表示	15

3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	19
2. 定期点検整備（法令）	20
3. 定期点検整備（点検内容）	21
4. 点検整備記録簿	22
5. 整備命令	22

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	24
2. 新規検査	24
3. 自動車検査証の有効期間	24
4. 自動車検査証の有効期間（起算日）	25
5. 継続検査	26
6. 自動車検査証の備付け及び検査標章の表示	27
7. 検査標章の表示方法	28
8. 自動車検査証の記録事項の変更 及び構造等変更検査	28
9. 自動車検査証及び検査標章の再交付	28
10. 予備検査	29
11. 限定自動車検査証	29
12. 自動車部品を装着した場合の取扱い	30

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	32
2. 認証基準	32
3. 特定整備事業者の変更届	35
4. 特定整備の定義	35
5. 標識	36
6. 電子制御装置整備の外注	37
7. 特定整備事業者の義務	37
8. 特定整備記録簿	38
9. 設備の維持	39

10. 特定整備事業者の遵守事項	39
11. 整備主任者	40

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	42
2. 指定自動車整備事業の指定	42
3. 対象自動車の指定	43
4. 管理組織の基準（工員、設備等）	44
5. 管理組織の基準（要員の解釈）	45
6. 設備及び技術の基準（作業場）	46
7. 自動車の検査の設備	49
8. 検査設備の共用	51
9. 設備の維持	52
10. 検査用機器の校正	52

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	53
2. 自動車検査員の兼任	53
3. 自動車検査員の解任	54
4. 自動車検査員の研修	54

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付	55
2. 指定事業者による点検の基準	56
3. 自動車検査員による証明	57
4. 自動車検査員による検査	58
5. 自動車検査員の服務	59
6. 自動車検査員の作業区分	60
7. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録を受けた自動車の取扱い）	61
8. 保安基準適合証等の有効期間	61
9. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い	62
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	63
11. 保安基準適合証等の取扱い（適合標章の表示）	64
12. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	65
13. 電磁的方法による保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	66
14. 保安基準適合証等の取扱い（最終検査申請日）	67
15. 自賠責保険証明書の備付け	72
16. 自賠責保険証明書の提示	73
17. 限定保安基準適合証	74

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	74
2. 指定整備記録簿の記載要領	75
3. 指定整備事業者の罰則の適用	76
4. 指定整備事業者の変更届	77
5. 不正使用等の禁止	77
6. 不正改造等の禁止	78

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

〔過去出題例〕

- ☐1. この法律は、() に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2]
- ☐2. この法律は、(①) に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.1]
- ☐3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)及び公害の防止その他の(②)並びに整備についての(③)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(④)を増進することを目的とする。[R5.2編/R5.1編]
- ☐4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(①)の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☐5. この法律は、(①)に関し、(②)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(③)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1/R3.1]
- ☐6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☐7. 法は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②)を増進することを目的とする。[R2.1]

◎正解 1…道路運送車両：2…①道路運送車両/②整備事業：
3…①安全性の確保/②環境の保全/③技術の向上/④公共の福祉：4…①技術/②整備事業：
5…①道路運送車両/②所有権/③公害の防止：6…①公害/②技術：
7…①所有権/②公共の福祉

〔関係法令〕

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
- ▷「資する」助けとなる。役立つ。
- ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
- ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

〔過去出題例〕

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。〔R5.2〕
- ☑2. 「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引^{けん}して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。〔R6.2〕
- ☑3. この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した(②)で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した(②)であって、原動機付自転車以外のものをいう。〔R6.1〕
- ☑4. この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(②)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。〔R5.2編/R3.2〕
- ☑5. 道路運送車両法において「自動車」とは、(①)により(②)を移動させることを目的として製作した(③)で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(②)を移動させることを目的として製作した(③)であって、原動機付自転車以外のものをいう。〔R5.1/R2.1編〕
- ☑6. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしな^いとにかかわらず、道路運送車両を当該(①)の用い方に従^い用いること((②)以外の場所のみに^いて用いることを除く。)をいう。

〔R4.2/R3.1〕

◎正解 1…軽車両：2…○：3…①原動機/②用具：4…①原動機/②牽引：
5…①原動機/②陸上/③用具：6…①装置/②道路

〔関係法令〕

◆車両法◆第2条(定義)

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 ▷側車付を除いた二輪は総排気量 **0.125 ℓ 以下**、その他のものは 0.050 ℓ 以下のものが原動機付自転車。
 ▷排気量 **0.050 ℓ 以下**は第一種原動機付自転車、その他のもの(0.050～0.124 ℓ)が第二種原動機付自転車。
- この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。
 ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そり、自転車など。
- この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしな^いとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従^い用いること(道路以外の場所のみに^いて用いることを除く。)をいう。

第2章 保安基準

★第2章は、特にことわりのない限り、令和2年4月1日に制作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録しています。

★なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	80
2. 不適切な補修等	81
3. 備考欄	82
4. 長さ、幅及び高さ	82
5. 最低地上高	83
6. 車両総重量・軸重・輪荷重	85
7. 安定性	86
8. 最小回転半径	87

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	87
2. 速度抑制装置	87
3. 走行装置	88
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	89
5. 操縦装置	89
6. かじ取装置	90
7. 施錠装置	90
8. 制動装置	91
9. 緩衝装置	92
10. 燃料装置	92

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（外形・形状）	93
2. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	95
3. 車体表示	96
4. 巻込防止装置	96
5. 突入防止装置	97
6. 前部潜り込み防止装置	99

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	100
2. 運転者席	100
3. 座席	101
4. 座席ベルト非装着時警報装置	102
5. 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	103
6. 通路	103
7. 乗降口	104
8. 非常口	104
9. 物品積載装置	105
10. 窓ガラス（性能）	105
11. 窓ガラス（貼付物等）	106

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置	108
2. 排気管	109

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	110
2. すれ違い用前照灯	110
3. 前部霧灯	111
4. 側方照射灯	112
5. 車幅灯	112

6. 昼間走行灯	112
7. 前部反射器	113
8. 側方灯・側方反射器	113
9. 番号灯	114
10. 尾灯	115
11. 後部霧灯	115
12. 後部反射器	116
13. 大型後部反射器	116
14. 制動灯	118
15. 補助制動灯	118
16. 後退灯	119
17. 方向指示器	120
18. その他の灯火等の制限	121

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	122
2. 非常信号用具	122
3. 後写鏡	122
4. 直前及び側方の視界	123
5. 後退時車両直後確認装置	125
6. 窓ふき器等	125
7. 速度計等	125
8. 消火器	126
9. 緊急自動車	126
10. 道路維持作業用自動車	126
11. 危険物を運送する自動車	127
12. 乗車定員	127
13. 基準の緩和	128

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態	129
2. 窓ガラスの透過率	129
3. 近接排気騒音の大きさ	130
4. 近接排気騒音の測定方法	132
5. CO・HCの濃度	134
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度	135
7. 光吸収係数の測定方法	136
8. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	138
9. 警音器の音の大きさ	142
10. 速度計の指度の誤差	143

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

〔過去出題例〕

- ☐1. 測定した自動車の寸法が長さ469.5cm、幅170.9cm、高さ200.3cmだったので、自動車の種別を小型自動車と判断した。〔R3.1〕
- ☐2. 運転者1名乗車した状態であり、積載物品の総量が50kg以内だったため審査時車両状態として判断した。〔R2.1〕
- ☐3. 「審査時車両状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。〔R4.1改〕
- ☐4. 「セミトレーラ」とは、柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。〔R3.1〕

◎正解 1…○（1cm未満は切り捨て）：2…×：3…×：4…×

〔関係法令〕

◆審査規程◆1-3 用語の定義（抜粋）

この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
く	空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。〔以下略〕
こ	小型自動車	四輪以上の自動車及び被牽引自動車であって、自動車の大きさが長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下のもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車〔軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。〕にあっては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る。）〔一部抜粋〕
し	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。〔一部抜粋〕 ◎空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車と連結した状態）であること。 ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。
せ	積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。
	セミトレーラ	前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
ほ	ポールトレーラ	柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車に牽引される構造の被牽引自動車をいう。

◆細目告示◆第2条 定義等

7 「審査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。

◆審査規程◆7-2 長さ、幅及び高さ

(1) 長さ、幅及び高さは、7-2-1 (2) により計測した数値〔1cm未満は切り捨て〕とする。

2 不適切な補修等

〔過去出題例〕

- ☑1. 緊急自動車として指定を受けていない普通貨物自動車に、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備え付けられていたが、配線と電球はすべて外されており点灯しない状態であったので適合と判断した。〔R3.2〕
- ☑2. 道路維持作業用自動車として指定を受けていない普通貨物自動車に黄色回転灯が備え付けられていたが、配線と電球はすべて外されていたので適合と判断した。〔R5.1〕

◎正解 1…×（灯火器本体の取外しが必要）：

2…×（黄色回転灯は、「緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火」に該当する）

〔関係法令〕

◆審査規程◆4-4 不適切な補修等〔要約〕

〔保安基準に適合しないもの〕※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け

- ア. 粘着テープ類（＊1）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
- ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（＊2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
- オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（＊3）
- カ. 7-41（8-41）〔運転者席〕に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

②装置又は部品の取外し

- ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの
▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
- イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
- ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③装置又は部品の補修

- ア. 粘着テープ類（＊4）、ロープ類又は針金類による補修
- イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの
- オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
- カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
- キ. 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位	144
2. 制動力の判定基準値	144

2. 過去出題例と解説

1. 令和6年度	第1回問題	146
2. 令和6年度	第2回問題	152
3. 令和5年度	第1回問題	158
4. 令和5年度	第2回問題	164
5. 令和4年度	第1回問題	170
6. 令和4年度	第2回問題	176
7. 令和3年度	第1回問題	182

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8 m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8 m/s² = 9.8 N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90 N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90 N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000 kgとすれば、制動力は4,900 N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8 Nであることから、制動力の基準値の「4.90 N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000 kgの荷重に対して500 kgf以上の制動力が必要ということになる。

500 kgf = 500 kg × 9.8 m/s² = 4,900 Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90 N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程 第9章 テスタ等による機能維持確認の〔9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）〕では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項 目		計量単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90 N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90 N/kgを3.92 N/kgに読み替えて適用する。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を40%に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98 N/kg以上であること。
		kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。

主制動装置	左右の車輪の制動力の差	N/kg	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
		kgf	左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下 であること。
駐車ブレーキ		N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上 であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の合否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

◎また、問題を解くに当たっては、以下の点にも注意する。

①ブレーキ・テストの状態 ⇒ 乾いている・濡れている

②計算値の末尾の処理方法

- kgfの問題 ⇒ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで求める
- Nの問題 ⇒ 小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで求める

《編集部より》

実際の試験では、ブレーキ・テストの指示がkgfの問題と、N（ニュートン）の問題を選択できるようになっている。このため、あらかじめ選択する単位を決めておき、その基準値を暗記するとともに、解き方を理解しておくようにする。

年度別試験問題

1. 令和6年度 第1回問題	188	4. 令和5年度 第2回問題	218
2. 令和6年度 第2回問題	198	5. 令和4年度 第1回問題	228
3. 令和5年度 第1回問題	208	6. 令和4年度 第2回問題	237

〔編注〕第4章に収録した過去の試問については、特にことわりのない限り（制作年月指定車は除く）、令和2年4月1日に制作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録しています。

1 令和6年度 第1回問題

【1】次の各々の文は、道路運送車両法に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句を選択枠から選び記号（ア～ム）で記入しなさい。なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。

- この法律は、(①)に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- この法律で「自動車」とは、(③)により陸上を移動させることを目的として製作した(④)で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した(④)であって、原動機付自転車以外のものをいう。
- 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを(⑤)てはならない。ただし、(⑥)のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
- 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の(⑦)を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の(⑧)を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条（職権による打刻等）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
- 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、(⑨)若しくは保安基準(⑩)を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。

ア：点検整備	イ：打刻	ウ：取り外し	エ：整備技術
オ：道路運送車両	カ：施行規則	キ：構造	ク：装置
ケ：整備	コ：刻印	サ：検査標章	シ：鑄出し
ス：識別	セ：判別	ソ：保安基準	タ：適合標章
チ：技術向上	ト：軌条	ナ：軽車両	ニ：用具
ネ：原動機	ノ：適合証	ハ：牽引車	ヒ：整備事業
フ：検査	ホ：道路運送車両法	ミ：取り付け	ム：環境の保全

【2】次の各々の文は、道路運送車両法及び同法施行規則に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句を記入しなさい。

- 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の(①)及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

2. 自動車の(②)は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
3. 何人も、自動車にはり付けられた(③)を破損し、又は汚損してはならず、また、当該自動車が保安基準に適合したことにより命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。
4. 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を(④)しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
5. 国土交通大臣は、自動車の使用者が継続検査の申請をする場合に、自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面(納税証明書)の提示又は納付の事実の確認がないときは、自動車検査証の(⑤)をしないものとする。

【3】 次の各々の文について、道路運送車両法(以下「法」という。)、同法施行規則、関係法令及び通達等に照らして判断し、適切なものには「○」を、不適切なものには「×」を記入しなさい。

1. 自動車検査員と保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
2. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備を実施したときは、遅滞なく、点検の年月日その他の法に規定された事項を記載しなければならない。
3. 指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用する電子制御装置点検整備作業場において、窓ガラス交換作業後にエーミング作業を実施した。
4. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
5. 自動車特定整備事業者は、事業場の所在地から離れた場所にある電子制御装置整備の作業場で、ブレーキキャリパを取り外して行う自動車の整備などの分解整備作業を行うことはできない。
6. 他の自動車特定整備事業者において確実に点検整備が行われたことを特定整備記録簿で確認できる自動車であれば、完成検査のみを実施して保安基準適合証を交付することができる。
7. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、自動車検査員が検査をした日から15日間とする。
8. 電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業の事業場には、整備用スキャンツール及び水準器を備えなければならない。
9. 屋内現車作業場面積が200m²である指定自動車整備事業場にあつては、車両置場の面積は50m²有していればよい。
10. 指定自動車整備事業の指定の対象とする自動車の種類が「普通自動車(小型)」の事業場において、乗車定員14名、車両重量2,000kg、車両総重量2,770kgの普通自動車に対し、保安基準適合証を交付することができる。
11. 整備主任者に選任されている者が、一定の要件を満たすことで他の事業場の整備主任者を兼務することができる。

12. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、継続検査に際し保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。
13. 車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の事業用自動車は、12ヶ月ごとにホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷を点検しなければならない。
14. 法第94条の4（自動車検査員）第4項の規定による命令により自動車検査員の職を解任され、解任の日から1年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。
15. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が、法もしくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
16. 前照灯の照射方向の調整は、検査工が点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業である。
17. 紙による（電子申請（OSS）を除く）保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に自動車検査員が証明を行う場合には、当該自動車検査員が署名・押印し、検査年月日を記載することにより行う。
18. 自動車特定整備事業者は、依頼者に対し、行っていない点検や整備の料金を請求し、又は依頼されない点検や整備を不当に行い、その料金を請求してはならない。
19. 対象自動車の種類を「普通自動車（中型）」として指定を受けている指定自動車整備事業者が、自動車検査証の乗車定員欄に「3+42/1.5人」と記載のある幼児専用車の継続検査の依頼があり、点検・整備及び完成検査を実施して保安基準適合証等を交付した。
20. 法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた普通貨物自動車（最大積載量：1,000kg、車体の形状：バン）については、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該車両の提示に代え新規登録することが出来る。

R6.1

- 【4】次の各々の文は、道路運送車両法、指定自動車整備事業規則及び関係通達に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句を選択枠から選び記号（ア～ム）で記入しなさい。なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。
1. 自動車の（①）は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（②）等により自動車を点検しなければならない。
 2. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び（③）を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の（④）を選任して法第94条の5（保安基準適合証等）第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位	144
2. 制動力の判定基準値	144

2. 過去出題例と解説

1. 令和6年度	第1回問題	146
2. 令和6年度	第2回問題	152
3. 令和5年度	第1回問題	158
4. 令和5年度	第2回問題	164
5. 令和4年度	第1回問題	170
6. 令和4年度	第2回問題	176
7. 令和3年度	第1回問題	182

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程 第9章 テスタ等による機能維持確認の〔9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）〕では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項 目		計量単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を40%に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
		kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。

主制動装置	左右の車輪の制動力の差	N/kg	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
		kgf	左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8% 以下であること。
駐車ブレーキ		N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20% 以上であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「 4.90N/kg 以上」「 3.92N/kg 以上」「 0.98N/kg 以上」「 0.78N/kg 以下」「 1.96N/kg 以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の合否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程 1－3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者 1 名（ 55kg ）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者 1 名（ 55kg ）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者 1 名（ 55kg ）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋ 55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

◎また、問題を解くに当たっては、以下の点にも注意する。

①ブレーキ・テストの状態 ⇒ 乾いている・濡れている

②計算値の末尾の処理方法

- kgf の問題 ⇒ 小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで求める
- N の問題 ⇒ 小数点第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位まで求める

《編集部より》

実際の試験では、ブレーキ・テストの指示が kgf の問題と、N（ニュートン）の問題を選択できるようになっている。このため、あらかじめ選択する単位を決めておき、その基準値を暗記するとともに、解き方を理解しておくようにする。

1 車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【①】に関し、【②】についての公証等を行い、並びに【③】の確保及び【④】の防止その他の【⑤】の保全並びに【⑥】についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の【⑦】な発達に資することにより、【⑧】を増進することを目的とする。

1. ①道路運送車両
②所有権
③安全性
④公害 ⑤環境
⑥整備 ⑦健全
⑧公共の福祉

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、【①】及び軽車両をいう。

2. ①原動機付自転車

3. この法律で「自動車」とは、【①】により【②】を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより【③】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. ①原動機
②陸上
③牽引

(自動車の種別)

4. この法律に規定する【①】、小型自動車、【②】、【③】自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【④】及び構造並びに原動機の種類及び【⑤】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

4. ①普通自動車
②軽自動車
③大型特殊
④大きさ
⑤総排気量

(登録の一般的効力)

5. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に【②】を受けたものでなければ、これを【③】の用に供してはならない。

5. ①登録ファイル
②登録
③運行

(自動車登録番号標の封印等)

6. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録【①】は、これを取り外してはならない。ただし、【②】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

6. ①番号標
②整備

(封印)

7. 封印の取り付けは、自動車の【①】に取りつけた自動車登録番号標の【②】の取り付け箇所に行うものとする。

7. ①後面
②左側

(変更登録)

8. 自動車の【①】は、登録されている型式、【②】、原動機の型式、【①】の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【③】日以内に、国土交通大臣の行う【④】の申請をしなければならない。

8. ①所有者
②車台番号
③15
④変更登録

(移転登録)

9. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【①】日以内に、国土交通大臣の行う【②】の申請をしなければならない。

9. ①15
②移転登録

(一時抹消登録)

10. 登録自動車の【①】は、永久抹消登録または輸出抹消登録を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、【②】の申請をすることができる。

10. ①所有者
②一時抹消登録

(自動車登録番号標の表示の義務)

11. 自動車は、国土交通大臣又は自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【①】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された【②】の【③】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

11. ①被覆
②自動車登録番号
③識別

(打刻の塗まつ等の禁止)

12. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の【①】を【②】し、その他車台番号又は原動機の型式の【③】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【④】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条(職権による打刻等)の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

12. ①打刻
②塗まつ
③識別
④整備

(臨時運行の許可)

13. 臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から【①】日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を【②】しなければならない。

13. ①5
②返納

(臨時運行許可番号標表示等の義務)

14. 臨時運行の許可に係る自動車は、臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【①】しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により【②】していること。

14. ①被覆
②表示

(保安基準の原則)

15. 保安基準は、道路運送車両の構造及び【①】が運行に十分堪え、操縦その他の【②】のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。

15. ①装置
②使用

(使用者の点検及び整備の義務)

16. 自動車の使用者は、自動車の【①】をし、及び必要に応じ【②】をすることにより、当該自動車を【③】に適合するように【④】しなければならない。

16. ①点検
②整備
③保安基準
④維持

(定期点検整備の期間)

17. 自動車(小型特殊自動車を除く)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

17. ①3月

(1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8t以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車……………【①】